一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「法」という。）第十六条の主務大臣が指定する場合は、次の表の上欄に掲げる生物の種類であって同表の中欄に掲げる国又は地域において生産されたものを、同表の下欄に掲げる用途への使用等を目的として輸入する場合とする。

検査対象生物の種類	国又は地域	用途
パパイヤ	台湾	栽培用
ワタ	インド及びギリシャ共和国	栽培用

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の主務大臣が検査対象生物の種類ごとに定める額は、次の表の上欄に掲げる検査対象生物の種類ごとに、同表の下欄に掲げる金額に、法第十七条第一項に規定する登録検査機関の職員が同項に規定する生物検査のため検査対象生物の輸入場所に出張するのに要する旅費の額を当該出張に係る検査件数で除して得た額に相当する額を加算した額とする。ただし、当該加算して得た額が八万五千円を超えるときは、八万五千円とする。

検査対象生物の種類	金額
パパイヤ	一件につき五万円
ワタ	一件につき三万八千円

三　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十七条の主務大臣が別に定める期日は、輸入しようとする検査対象生物が本邦に到着する予定日前十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）に当たる日とする。

四　規則第二十二条の主務大臣が別に定める方法は、次の表の上欄に掲げる検査対象生物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査対象生物の種類	方法
パパイヤ及びワタ	ＰＣＲ法

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行し、平成三十年四月十四日以降に輸入する検査対象生物について適用する。

○農林水産省告示第五百七十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を次のように指定し、平成十七年四月一日から施行し、同日付けで、昭和三十三年二月十五日農林省告示第百二十五号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）は、廃止する。 一　（略） 二　森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関 イ～チ　（略） リ　兵庫県立森林大学校（専攻科に限る。） ヌ　（略）	森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を次のように指定し、平成十七年四月一日から施行し、同日付けで、昭和三十三年二月十五日農林省告示第百二十五号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）は、廃止する。 一　（略） 二　森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関 イ～チ　（略） （新設） リ　（略）

○農林水産省告示第五百七十八号

森林法施行規則（昭和二十六年農林水産省令第五十四号）第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を次のように指定し、平成十七年四月一日から施行する。 一　（略） 二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関 イ～チ　（略） リ　兵庫県立森林大学校（専攻科に限る。） ヌ　（略）	森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を次のように指定し、平成十七年四月一日から施行する。 一　（略） 二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関 イ～チ　（略） （新設） リ　（略）